議案第８４号

安中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

安中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように改正する。

令和８年１１月２７日提出

安中市長　岩　井　　均

安中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

安中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年安中市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第１１条第３項第２号の次に次の１号を加える。

（２）の２　児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）第５条の２の８第１項に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第１１条第３項第３号の次に次の１号を加える。

（３）の２　次のいずれかに該当する者であって、１年以上児童福祉事業に従事したもの

ア　学校教育法の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

イ　学校教育法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第１０２条第２項の規定により大学院への入学が認められた者

ウ　学校教育法の規定による大学院を卒業した者

エ　外国の大学を卒業した者

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。